

成年後見制度の利用をお考えの方へ

第1 成年後見制度について説明します。

1 成年後見制度とは？

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方（ここでは「本人」といいます。）について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

たとえば、預貯金の解約、保険金の受領、不動産の売買などを行うには、その行為をすることによって、自分がどのような利益を受け、どのような不利益を受けるかを十分理解する必要があります。成年後見制度は、本人がそうした判断ができない場合や判断を行うに当たって援助が必要な場合に、本人の代わりに判断したり、本人を援助したりする人を選ぶための手続です。

成年後見制度は、法定後見制度と任意後見制度に大別されますが、そのうち法定後見制度は、本人の判断能力の程度によって、さらに次の3つの類型に区別されます。

- ・『後見』 判断能力が欠けているのが通常の状態である場合
- ・『保佐』 判断能力が著しく不十分な場合
- ・『補助』 判断能力が不十分な場合

家庭裁判所は、精神上の障害によって、判断能力が欠けているのが通常の状態の方については後見開始の審判を、判断能力が著しく不十分な方については保佐開始の審判を、判断能力が不十分な方については補助開始の審判をすることができます。

(1) 後見開始の審判

精神上の障害（認知症、知的障害、精神障害など）によって判断能力が欠けているのが通常の状態の方（本人）を保護するための手続です。家庭裁判所は、本人のために成年後見人を選任し、成年後見人は、本人の財産に関する全ての法律行為を本人に代わって行い、また、成年後見人又は本人は、本人が自ら行った法律行為に関しては、日常生活に関するものを除いて、取り消すことができます。

なお、成年後見人になったからといって、本人の財産が成年後見人のものになるわけではありませんので、ご注意ください。

(2) 保佐開始の審判

精神上の障害（認知症、知的障害、精神障害など）によって判断能力が著しく不十分な方（本人）を保護するための手続です。家庭裁判所は、本人のために保佐人を選任し、さらに、保佐人に対して、申立人が申し立てた特定の法律行為について、代理権を与えることができます。

また、保佐人又は本人は、本人が保佐人の同意を得ずに自ら行った重要な法律行為（借財、保証、不動産その他重要な財産の売買等）に関しては、取り消すことができます。

なお、本人以外の方の請求により代理権の付与の審判をするには、本人の同意を得る必要があります。

(3) 補助開始の審判

精神上的障害（認知症、知的障害、精神障害など）によって判断能力が不十分な方（本人）を保護するための手続です。家庭裁判所は、本人のために補助人を選任し、補助人には申立人が申し立てた特定の法律行為について、代理権もしくは同意権（取消権）のいずれか又は双方を与えることができます。

補助開始の審判をするには、同意権の付与の審判又は代理権の付与の審判を同時にしなければならないので、申立人にその申立てをしていただく必要があります。

なお、本人以外の方の請求により補助開始の審判、同意権の付与の審判又は代理権の付与の審判をするには、本人の同意を得る必要があります。

2 任意後見制度とは？

以上のような法定後見と異なり、本人があらかじめ公正証書で結んでおいた任意後見契約に従って、本人の判断能力が不十分になった時に、任意後見人が本人を援助する制度です。

家庭裁判所が、申立てに基づき審理して、任意後見監督人を選任したときから、任意後見契約の効力が生じます。

第2 後見開始・保佐開始・補助開始の申立てと家庭裁判所での手続について説明します。

1 申立てをすることができる方

- ・ 本人（後見・保佐・補助開始の審判を受ける者）
- ・ 本人の配偶者
- ・ 本人の四親等内の親族（本人の親、祖父母、子、孫、兄弟姉妹、^{おい}甥、^{めい}姪、おじ、おば、いとこ、配偶者の親、子、兄弟姉妹などが本人の四親等内の親族に当たります。）
- ・ 成年後見人・成年後見監督人（保佐・補助開始の審判の申立てについて）
- ・ 保佐人・保佐監督人（後見・補助開始の審判の申立てについて）
- ・ 補助人・補助監督人（後見・保佐開始の審判の申立てについて）
- ・ 未成年後見人・未成年後見監督人（後見・保佐・補助開始の審判の申立てについて）

- ・ 検察官
- ・ 市町村長
- ・ 任意後見受任者・任意後見人・任意後見監督人（任意後見契約が登記されているとき）

2 申立てをする裁判所（管轄）

本人の住所地を管轄する家庭裁判所です。ここでいう住所とは本人の住民票上の住所ではなく、本人の生活の本拠地（実際に生活している場所。施設や長期入院中の病院などもこれに当たります。）をいいます。

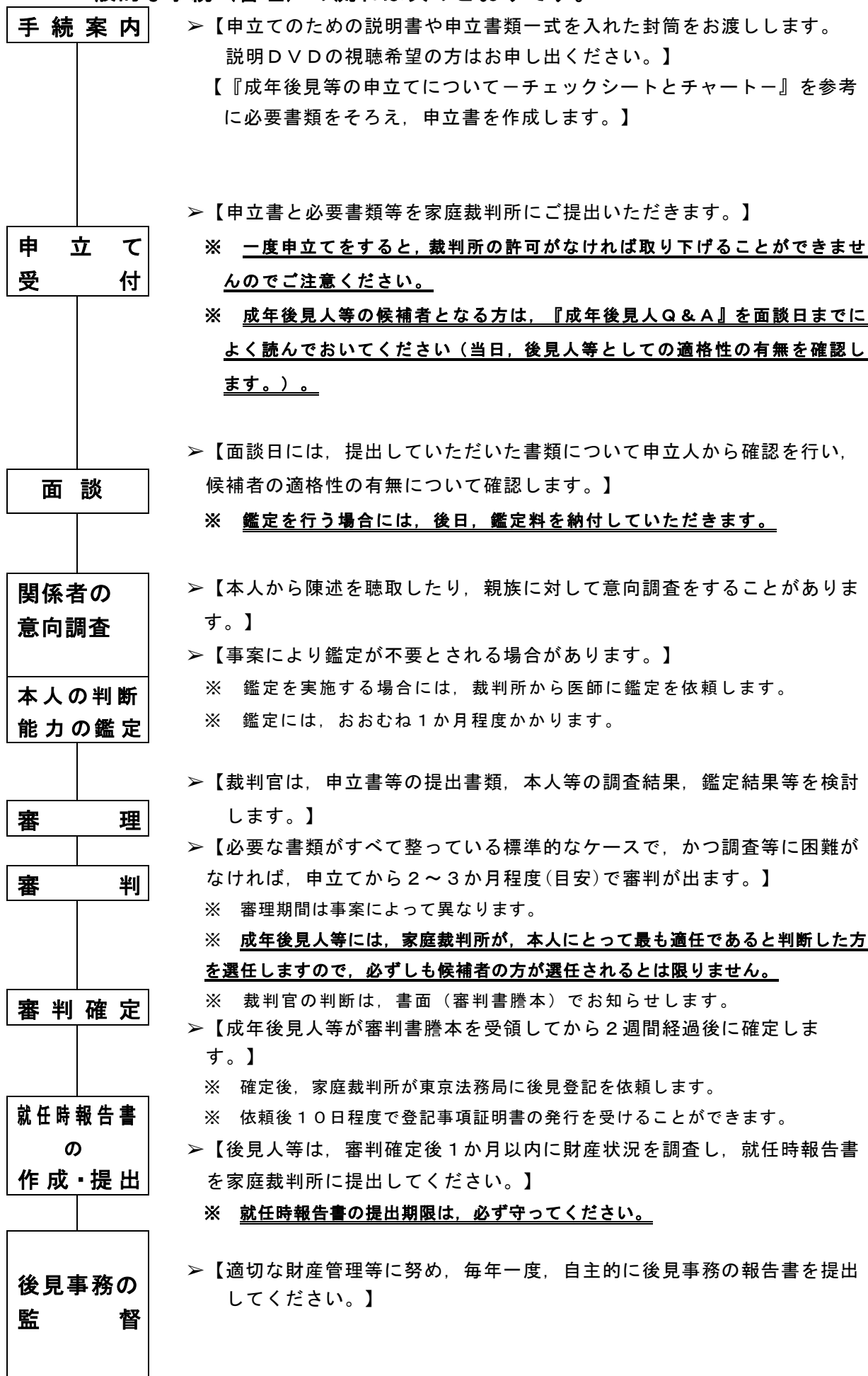
兵庫県下の管轄については、『神戸家庭裁判所所在地一覧』（6ページ）をご覧ください。また、他の都道府県下の場合は、家庭裁判所の窓口にお尋ねください。

3 申立てに必要な書類等

『成年後見等の申立てについて－チェックシートとチャート－』のチェックシート（2～4ページ）に一覧記載していますので、ご確認ください（チェックシートは「後見用」「保佐用」「補助用」の3種類があります。申立てをする類型に応じてご使用ください。）。

なお、神戸家庭裁判所管内以外（兵庫県以外）の家庭裁判所に申し立てる場合、他にも書類の提出を求められることがあります。

4 一般的な手続（審理）の流れは次のとおりです。



【 成年後見制度についてのお問合せ先 】

- 成年後見制度の申立てや手続のご案内
裁判所ウェブサイト（後見ポータルサイト）
<https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/index.html>
- ※ 手続のご説明のほか、各地の家庭裁判所や申立書書式等をご紹介します。
- 成年後見制度についてのご相談
各市区町村の社会福祉協議会，地域包括支援センター，社会福祉協議会等が運営する権利擁護支援センター，中核機関等
- ※ 連絡先などのお問合せについては，各市区町村の窓口にお尋ねください。
- ※ 成年後見制度を利用する際に必要な経費を助成している市区町村もあります。詳しくは，各市区町村の窓口にお尋ねください。
- 法的トラブルで困ったときのお問合せ
日本司法支援センター法テラス（TEL 0570-078374）
<https://www.houterasu.or.jp/>
- ※ 固定電話であれば，全国どこからでも3分9.35円（税込）で通話することができます。
- ※ IP電話からは「03-6745-5600」にお電話ください。
- 任意後見契約について
日本公証人連合会（TEL 03-3502-8050）
<https://www.koshonin.gr.jp/> または各地の公証役場